

北海道営住宅条例施行規則（平成9年規則第43号）第15条の第1項第1号から第3号に規定する「知事が定めるもの」は、次のとおりである。

令和7年3月18日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 北海道営住宅施行規則（以下「規則」という。）第15条の第1項第1号に規定する「知事が定めるもの」は、円山団地、白樺団地、光星第1団地、光星第2団地、光星第3団地、豊平公園団地、豊平団地とする。
- 2 規則15条の第1項第2号に規定する「知事が定めるもの」は、次の(1)から(4)とする。
 - (1) ガス温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成16年10月6日経済産業省告示第316号）を満たすもの
 - (2) 石油温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成14年12月27日経済産業省告示第435号）を満たすもの
 - (3) 電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成25年3月1日経済産業省告示第38号）を満たすもの
 - (4) 一般社団法人燃料電池普及促進協会が公表する登録機器リストに登録されている製品
- 3 規則第15条の第1項第3号に規定する「知事が定めるもの」は、令和5年4月3日以降に基本設計が行われ、かつ住宅が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第一号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準（ただし、公営住宅の借上げの場合は同法第2条第1項第三号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1（3）の等級4の基準）を満たすものとする。